

外国人支援コーディネーター養成研修の内容

令和5年8月24日

1 外国人支援コーディネーターの人材像

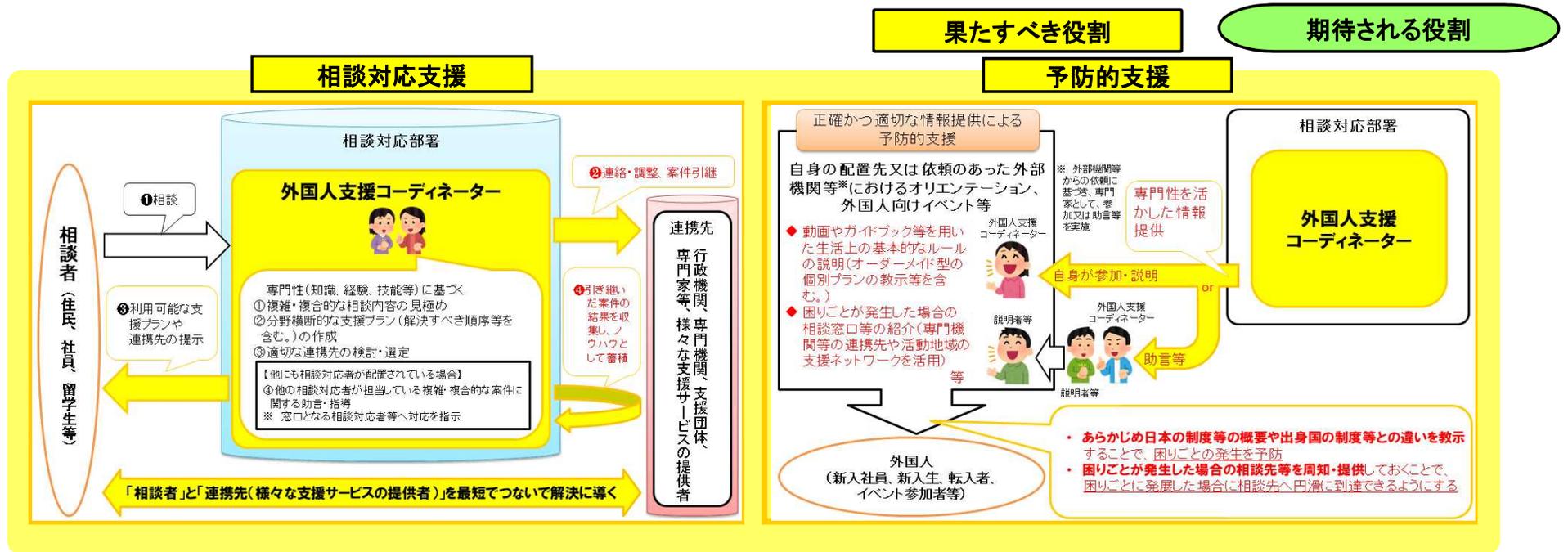
日本の法令や制度等（※1）及び外国人が受けることができる様々な支援サービスに関する専門的知識並びに相談支援に関する技術をもって、次の①及び②に掲げる業務を行うことができる人材をいう（※2）。

（※1）「等」には、外国の制度を含む。

（※2）外国人支援コーディネーターの配置先としては、国、地方公共団体、外国人の受入れ機関等を想定。

- ① 複雑・複合的な生活上の困りごとを抱えた外国人相談者と信頼関係を構築し、当該相談者からの相談に応じ、問題状況の見極め、適切な支援プランの作成、状況に即した助言、連携先との連絡及び調整等の支援を行い、外国人相談者の了解を得ながら、解決まで導く。
なお、他に相談対応者が配置されている場合は、それら他の相談対応者が担当する複雑・複合的な案件の対応に関して必要な助言及び指導を行う。
- ② 生活上の困りごとの発生を未然に防ぐとともに、困りごとが発生した場合に外国人が相談先へ円滑に到達できるよう、生活オリエンテーション等において、自身の参加又はそれらの実施者に対する事前の助言・指導により、あらかじめ日本の制度等の概要や出身国の制度等との違いを教示するとともに、困りごとが発生した場合の相談先等の周知・提供を行う。

2 外国人支援コーディネーターの役割



外国人を適切な連携先に円滑につなぐための下支え

連携先との相互理解の促進及び相談ニーズを踏まえた連携先の拡充

個別支援を通じて把握した課題*の提供等による外国人の受入れ環境の改善への協力

* 地域の外国人が抱える困りごとの状況、連携先の不足等

3 外国人支援コーディネーターに必要な4つの能力

外国人の在留状況を正確に把握する能力

- ・ 外国人の出入国や在留に係る制度に関する知識
⇒ 「入管関係法令」

異なる文化や価値観を理解する能力

- ・ 外国の文化、社会的習慣や価値観に関する知識
⇒ 「異文化理解」

外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決まで導く能力

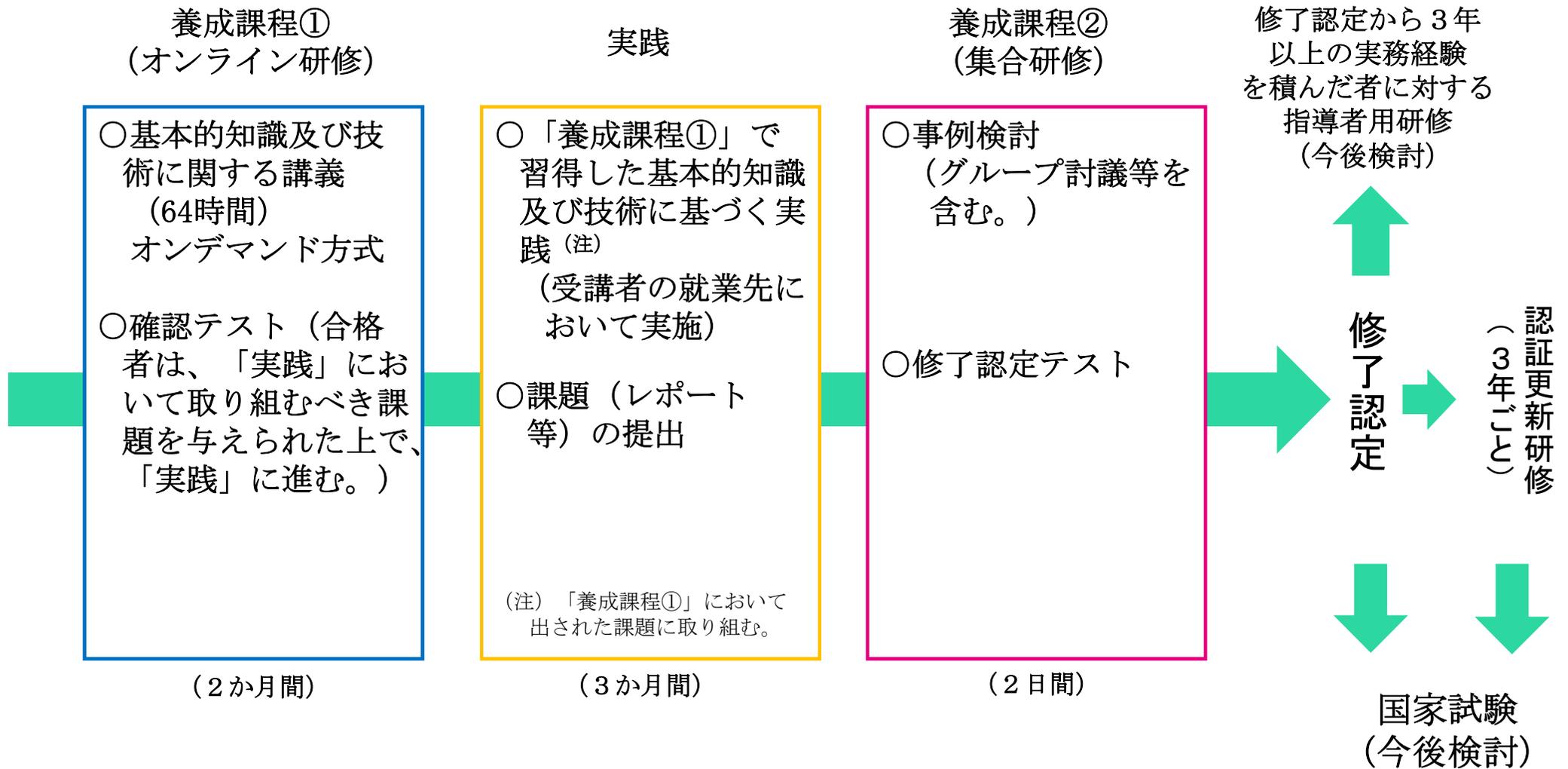
- ・ 外国人相談者との信頼関係を構築し、問題を適切に把握する知識と技術
⇒ 「相談面接に係る知識と技術」
- ・ 複雑・複合的な相談内容の見極めに関する知識と技術
⇒ 「相談支援のプロセスに係る知識と技術」、「外国人の生活問題とその背景(児童・女性・高齢者・労働者等)」
- ・ 適切な支援プランの作成、状況に即した助言、連携先との連絡及び調整に関する知識と技術
⇒ 「外国人支援コーディネーターの行動規範(価値・倫理)」、「外国人支援コーディネーターの自己理解・他者理解」、「支援プランの作成等」
- ・ 他の相談対応者が担当する複雑・複合的な案件への対応における助言・指導に関する知識と技術
⇒ 「助言・指導法」(指導者用研修で実施することを検討)

外国人を適切な支援へ円滑につなげる能力

- ・ 各分野の関係機関の役割の理解、外国人の生活・就労に関する日本の法令・制度等に関する知識
⇒ 「国の機関等の設置目的、根拠(法令)及び役割」、「外国人の生活・就労に関する日本の法令・制度及び外国の類似制度」
- ・ 関係機関等との関係構築・連携に関する技術
⇒ 「関係機関との関係構築及び連携に関する技術」

※ 上記の能力とは別に、生活上の困りごとを抱えた外国人に寄り添い、相談者の尊厳と人権を尊重しながら、相談者が主体的に選択を行って自律的に解決に向けて動いていけるように導くという姿勢・心構え、どのような状況であっても、困りごとを抱えた外国人の話をよく聞き、相談者と同じ目線に立って考え共感する力、忍耐力等を備える必要がある。

4 外国人支援コーディネーターの育成等(養成研修の全体像)



5-1 養成課程①において習得する必要がある知識及び技術(64時間)の内訳

項目	養成研修において習得する必要がある知識及び技術	講義時間
A	外国人支援コーディネーターを導入する意義等	4
B	外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識	6
C	異なる文化や価値観を理解するために必要な知識	6
D	外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術	24
E	外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識	24
	合計	64

5-2 養成課程①において習得する必要がある知識及び技術に関する研修講義

A 外国人支援コーディネーターを導入する意義等

講義名		講義時間
1	外国人支援コーディネーターを導入する意義等（外国人支援コーディネーターに必要な基本的態度、基本的人権の尊重に関する内容等を含む。）	4
合計		4

C 異なる文化や価値観を理解するために必要な知識

講義名		講義時間
1	多様な背景を持つ外国人への相談支援	2
2	異文化理解等	4
合計		6

B 外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識

講義名		講義時間
1	外国人の入国・在留の状況	1
2	入管法（出入国、退去強制、難民）	1
3	入管法（在留）	3
4	国籍法（帰化、無国籍）	1
合計		6

5-3 養成課程①において習得する必要がある知識及び技術に関する研修講義

D 外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術

講義名		講義時間
1	相談面接に係る知識と技術	4
2	相談支援のプロセスに係る知識と技術	4
3	外国人支援コーディネーターの価値・倫理及び自己理解・他者理解	2
4	外国人の生活問題とその背景（児童・女性・高齢者・労働者等）	8
5	事例・事例検討の意義と方法・スーパービジョン等	6
	合計	24

E 外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識

講義名		講義時間
1	外国人との共生施策の現状（ロードマップ、総合的対応策等）	1
2	関係機関の役割及び各行政サービス	20
3	関係機関等との関係構築及び連携に関する技術	3
	合計	24

5-4 「関係機関の役割及び各行政サービス」(20時間)の内訳

	内訳		講義時間
関係機関の役割 及び各行政 サービス	在留支援	在留に関する相談及び支援	1
	住民票及び戸籍	住民基本台帳及び戸籍に関する相談及び支援	1
	妊娠、出産等	妊娠・出産等に関する相談及び支援	2
	教育	学校教育及び奨学金に関する相談及び支援	1
	日本語教育	日本語教育に関する相談及び支援	1
	雇用、労働	労働条件に関する相談及び支援（労働契約、賃金及び労働時間、キャリア支援等）	2
		安全衛生及び災害補償に関する相談及び支援	2
		ハラスメント及びメンタルヘルス等に関する相談及び支援	1
	医療	保健及び医療に関する相談及び支援	2
	年金、福祉	社会保険及び公的扶助に関する相談及び支援	3
	税金	所得税及び住民税等税金に関する相談及び支援	1
	人身取引、DV	人身取引、DVに関する相談及び支援	1
	その他の生活のルール等	その他の生活のルール等に関する相談及び支援等	2
	合計	20	

5-5 養成課程②(集合研修)の時間割及び科目

○養成課程② (集合研修)

時間割		1日目
1限目	13:00～13:30	オリエンテーション
2限目	13:40～15:10	実践で得た経験等の情報共有及び直面した課題に関するディスカッション
3限目	15:20～16:50	
4限目	17:00～18:30	事例検討①

○ 研修 (1年間)
 研修回数 : 年2回
 研修総人数 : 120人
 研修内容 : 事例検討、試験等

○ 研修 (1回当たり)
 研修人数 : 60人
 研修人数 (1グループ) : 15人
 グループ数 : 4
 研修期間 : 6か月程度

○ 研修総人数 : 300人
 (令和8年度まで)

時間割		2日目
1限目	8:50～10:20	事例検討②
2限目	10:30～12:00	
昼食・休憩	12:00～13:00	昼食・休憩
3限目	13:00～14:30	修了認定テスト
4限目	14:40～16:10	今後の実践及び研修について